

(別紙)

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和5年3月31日

伊那市長 白鳥 孝

記

1. 協議した場を設けた区域の範囲

富県南福地地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和5年3月24日

3. 当該地区における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人	1 経営体
個人	3 経営体
集落営農（任意組織）	一組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

地域を網羅する農事組合法人と認定農業者等で対応できている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

平成26年度から活用。

法人の体制整備を図り法人機能を最大限活用していく。

個別対応で実施する。

6. 地域農業の将来のあり方

富県地区農業振興センターを基軸とし、①農事組合法人に農地を集積集約し、作業の効率化とコスト軽減を進める。②法人経営を軌道に乗せ、農産物を加工し6次産業化に取り組む販売につなげる。③担い手の確保育成に努める。